

## 【道路法 32 条：道路占用許可申請書】

道路法32条に基づく道路占用許可を申請される方は、潮来土木事務所・道路管理課へ下記書類を提出してください。

※ 3部提出（1部は許可書とあわせて返却します）

(1)「道路占用許可申請書」(様式1号)

(2)位置図

(3)現況平面図

(4)計画平面図

・工事内容(延長、構造物の名称、寸法、その他必要事項)を記載してください。

(5)求積表

・計画平面図にあわせて記載しても構いません。

(6)構造図

・路盤・表層の種別と厚さ、その他設置する構造物(縁石・側溝等)の図面。

(7)交通規制図

・工事施工区域内における歩行者や通行車両の安全確保のために設置する各種標識、バリケード、夜間照明、誘導員の配置などを記載してください。

(8)現況写真

・工事箇所を赤線で明示してください。

※申請にあたって、別紙「道路占用許可条件」を満足することが可能であること。

※申請の内容によっては、省略できる添付書類があります。

※申請から許可までに 3 週間ほど期間を要しますので余裕をもった申請をお願いします。  
(書類に不備があった場合は期間が延びます)

# 道路占用許可申請の注意点について

## 1. 提出部数と許可手続き必要期間

- ①必要部数・・・ 3部（内1部は返却用です）
- ②許可書発行までの期間・・・おおむね3週間程度（前後します）

## 2. 様式第1号（鏡）記入時の注意事項

- ①占有場所は必ず地番まで記入して下さい。占有箇所が複数にまたがる場合は起  
点の地番を入れ、最後に「, 他」と入れて下さい。

【例：神栖市奥野谷〇〇〇〇番地先, 他】

- ②占有期間は占有物件により異なるため、こちらで記入します。申請者の皆様は  
記入しないで下さい。

- ③工事の時期は、工期の最終日及び実工事日数のみ記入し、工事開始日は記入し  
ないで下さい（開始日は許可日になります）。

【例：令和 年 月 日 ～ 令和元年11月30日まで】

- ④備考には、本復旧の時期や期間、作業日の開始・終了時間等を記入して下さい。
- ⑤許可発効の連絡ができるよう、担当者及び電話番号は必ず記入して下さい。

## 3. その他

- ①添付図面はA4サイズにそろえ添付して下さい。最大A3サイズまで。  
（A3図面はZ折り）
- ②位置図の申請箇所は必ず赤色で着色して下さい。
- ③現場写真は必ず添付してください。